

古賀市環境基本計画



～未来へつながる
人と自然が織りなす環のまち～

福岡県 古賀市

※表紙の説明

青く澄み切った空は、豊かな環境をいつまでも守りつづけていく永遠性をイメージしています。

表紙のイラストは、古賀市を舞台にさまざまな人々が環境を守りつづけるために、ともに手を取り合って、協力しながらたくましく活躍する様子をイメージしたもので、輪の中の水色は美しい海として守るべき玄界灘、緑色は犬鳴山系の山々や田畑などの豊かなみどり、赤色はたくましく発展を続ける産業活動、黄色は快適な市民の暮らしをイメージしたものです。中央の白抜きは利便性に富んだ市民生活を支える多様な交通基盤が相互に連結している様子や豊かな自然環境と市民生活の利便性とのバランスが保たれ、さまざまな人々の交流を通じて豊かな環境を未来につないでいきたいという願いを古賀（KOGA）の頭文字「K」に込めたものです。

はじめに



今日、私たちが直面している環境問題の多くは、私たちが「豊かさ」を追求してきた結果だと言われています。これまで私たちが求めてきた「豊かさ」とは、「より早く」、「より多く」、「より楽に」といった、日々新しくなる技術や製品、サービスなど、その「利便性」に重きを置いてきました。

私たちがこれまでと同じように、自然の恩恵やその大切さを忘れ、利便性のみを追求し続けていくと、このまちの、この国の、この地球の未来はいったいどうなるのでしょうか。

今、この地球では、地球温暖化、資源の枯渇、オゾン層の破壊などの問題が懸念され、考えただけでもことの重大さに唖然とし、ある無力感におそわれるようなことがたくさんあります。それはきっと、これらの問題を解決するための正しい答えが見つからないからではないでしょうか。

環境問題に取り組むとき、百年後、千年後の未来の地球やそこに暮らす人々のために思って行動すべきだという考え方もあります。しかし、このような考え方は言葉の上では理解できても、現実的にはやはり遠すぎる気がします。けれども、こうは考えられないでしょうか。百年後、千年後は無理かもしれないけれども、今の子どもたちやもう少し先の世代が暮らすであろう未来には責任を持つべきではないかということ。つまり、正しい答えがわからなくても、その時代の中でよりよい方向性を導き出してゆく責任はあるのではないかということです。

今の時代に私たちが果たすべき責任とは、利便性によってもたらされる「豊かさ」よりも、豊かな自然、きれいな水、澄んだ空気、人と人とのつながりといった”本当の「豊かさ」”を求めるといった意識の転換を進め、少しずつでも行動に移すということではないでしょうか。

一つひとつの行動が、このまちの未来に希望の種をまき、花を咲かせ、またその周りに広がって、この国の、この地球の未来を明るいものへと変えていくことができると信じています。

そして、市民・民間団体・事業者・市が一体となって自主的、積極的に環境問題に取り組み、”本当の「豊かさ」”を目指していきたいと思えます。

平成16年3月

古賀市長 中村隆象

もくじ

第1章 環境基本計画とは

- 1 計画策定の目的 2
- 2 計画策定の背景と必要性 2
 - (1) 計画策定の背景 2
 - (2) 計画策定の必要性 8
- 3 計画の位置付けと役割 9
- 4 計画の対象とする環境の範囲 10
- 5 計画の対象地域 11
- 6 計画の期間 11

第2章 現在の古賀市の環境を見てみると

- 1 周辺環境に対する市民の評価 14
- 2 環境の現状 15
 - (1) 自然環境 15
 - (2) 生活環境 19
 - (3) 都市環境 27
 - (4) 地球環境 29
 - (5) 環境意識と行動（ライフスタイル） 32
- 3 環境上の課題と取組の方向性 38

第3章 どんな環境をめざすのか

- 1 めざす環境像 42
- 2 環境目標 42
- 3 計画指標と目標 46
- 4 それぞれに求められる役割 47

第4章 行政が行う施策・事業

《施策体系》 50

- 1 循環 52
 - (1) 大気環境の保全 52
 - (2) 水環境の保全 53
 - (3) 土壌環境、地盤環境の保全 55
 - (4) 省資源・リサイクル、廃棄物対策 56
 - (5) 省エネルギー対策 58

- 2 共生 61
 - (1) 優れた自然、身近な自然の保全 61
 - (2) 生物とふれあう場の確保、創造 62
 - (3) 水辺の保全、創出 63
- 3 調和 65
 - (1) まちのみどりの保全、創出 65
 - (2) 都市景観の創出 67
 - (3) 歴史・文化的環境の保全・活用 68
- 4 参加 69
 - (1) 環境教育・学習の推進 69
 - (2) 市民・民間団体の活動促進 71
 - (3) 環境情報の整備と提供 72

第5章 目標達成に向けたみんなの行動方針

- 1 《循環》に関する行動方針 76
- 2 《共生》に関する行動方針 79
- 3 《調和》に関する行動方針 80
- 4 《参加》に関する行動方針 81
- 5 行政の率先行動 83

第6章 開発事業における環境配慮指針

- 1 環境配慮指針のあらまし 86
 - (1) 目的 86
 - (2) 運用システム 89
- 2 すべての開発事業に共通の配慮事項 90
 - (1) 自然環境に関する配慮事項 90
 - (2) その他の配慮事項 93
- 3 開発事業種類別の配慮事項 94
- 4 環境に関連する地域指定と規制内容、手続 98

第7章 計画を推進するために

- 1 推進体制の確立 104
 - (1) 古賀市環境審議会 105
 - (2) 古賀市環境市民会議 105
 - (3) 古賀市環境政策調整委員会 105
- 2 条例整備による実効性の確保 105
 - (1) 環境基本条例の制定 105
 - (2) 環境の保全と創造に関する条例の制定 105
 - (3) 既存条例と新たな条例との関係 105
- 3 進行管理の方法 107
 - (1) 市民参加による計画の進行管理 107
 - (2) 年次報告書の作成・公表 107
 - (3) 実施計画書の作成 107
- 4 財政措置 107

資料編

- 1 古賀市環境審議会条例 (資-1)
- 2 古賀市環境政策調整委員会規程 (資-3)
- 3 古賀市環境基本計画策定の経過 (資-4)
- 4 古賀市環境審議会への諮問書 (資-5)
- 5 古賀市環境審議会からの答申書 (資-6)
- 6 古賀市環境基本計画素案に対する市民意見と計画書への反映 (資-7)
- 7 市民アンケート調査・事業者アンケート調査 (資-10)
- 8 古賀市の環境を考える市民ワークショップ活動概要 (資-12)
- 9 用語解説 (資-16)